

さいたま赤十字病院登録医制度運営規程

(趣旨)

第1条 さいたま赤十字病院登録医制度は、さいたま赤十字病院（以下「病院」という。）と近隣地域の医師(以下登録医)と病院が相互に協力して、機能分化を明確にした病診提携を強化し、病院を地域に開放することで医師の生涯教育に貢献することを目的とするものである。

これにより、病院と登録医が役割分担を明確にしつつ、より連携を緊密なものとして、その患者の診断から治療、経過観察まで地域で一貫した医療を提供できる体制を構築することを旨とする。

(資格)

第2条 さいたま市内及び近隣医師会で診療を行う医師等

(資格)

第3条 登録医の申請ができるのは、登録医制度の運用について当院と覚書を締結した医師会の会員であることを原則とする。

2 登録医は、当院の指定する一部施設を共同利用できるものとする。

(登録)

第4条 登録医となることを希望する医師は、登録医申請書（様式1）により、さいたま赤十字病院長(以下病院長)あて申請するものとする。

2 病院長は、登録医の申請がなされたら、登録医として承諾した証として申請者に対して登録医証書（様式2）を発行するものとする。

3 登録医となった医師の医院・診療所名は、病院の「登録医ボード」に提示し、当院の登録医であることを明示するものとする。

4 登録医としての登録期間は、登録の日の属する年度末までとするが、双方特別な申し出がない場合は自動的に期間を延長するものとする。

5 登録内容に変更が生じた場合又は登録医を辞退したい場合には、登録医は、速やかに病院医療連携室まで申し出なければならない。

6 登録医としての不適格と当院が判断した場合には、登録を抹消することができる。

(登録医の来院手続き)

第5条 病院における登録医の診察時間は、原則として平日の10時から16時までの間とする。

- 2 登録医は紹介患者の診察・指導を目的として病院を訪問するときは、事前にFAX等により医療連携室まで申し出るものとする。
- 3 登録医が、病院の訪問に際し駐車場を利用した場合には、駐車料金の免除手続きを行うものとする。
- 4 登録医は病院を訪れたら、医療連携室において来院簿に記入し、白衣やネームプレートの貸し出しを受けるものとする。

(共同利用等)

第9条 登録医は、当院の指定する図書室を利用できるものとする。

- 2 病院は登録医に対して、主催する講演会や、院内研究会及び症例検討会の案内をし、登録医は随時これに参加できるものとする。
- 3 登録医は病院の高額医療機器を使用できるものとし、使用に当たっては医療連携室に申し込むものとする。
- 4 登録医は、開放型病院運営要綱に基づき、共同利用病床を利用することができる。

(その他)

第10条 登録医制度の運用に関し、この規程に定めない事項並びに疑義が生じた事項については、病院と登録医が協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成23年2月25日に制定し、同年4月1日から施行する。